

複合的現象としての社会運動の分析に向けて

—六〇年安保闘争を事例として—

松井 隆志

集合行動の再考を通じ社会運動論への理論的貢献をなすことが本論文の目的である。社会運動を、集合行動と重なるものとして捉え、複合的な現象として分析すべきだと本論文は主張した。この主張の有効性を確認するために、六〇年安保闘争を事例分析した。分析は、「市民」という主体類型による旧来の説明の不適切さを明らかにする一方、「娯楽」の論理からの参加やマスメディアの影響力といった六〇年安保闘争の姿を浮かび上がらせた。これは、本論文が提起している社会運動の捉え方が現象をより豊かに説明し得る、ということを示したと言えるだろう。

1 問題意識 ～「集合行動」再考

本論文は、「集合行動」概念に改めて着目し新たな分析枠組みを提出することで、社会運動論への理論的貢献をなすことを目的としている。

社会運動研究にパラダイム変化をもたらした資源動員論は、N.J. スメルサーに代表される集合行動論の「アンチテーゼとして」登場したとされる(片桐 [1995:2])。資源動員論にとっては、集合行動論からの差異化こそがいわば社会運動論の自立を意味したのだった。しかし、そうした経緯があるにも関わらず、社会運動論にとって集合行動の概念はいまだに重要な意味を持つと本論文は考える。

スマルサーの集合行動論は、「構造的ストレーン」が人々に何らかの「一般化された信念」を普及させ、それらがあるきっかけで行動として爆発するのだと集合行動を説明している

(Smelser [1963=1973])。スマルサーは、集合行動の種類としてパニックや流行現象から革命運動までも含ませており、集合行動を主に非合理的な現象として描いた。

これに対して資源動員論は、現象発生 of 「Why」よりも「How」の説明に焦点を当て、集合行動論が説明しようとした現象の中から組織的運動に対象を絞り、人々の行動の日常との連続性や合理性を強調し、社会心理学的要因ではなく資源やネットワークといった制度的・物質的な要因を重視した(片桐 [1995:3-4])。

確かに、資源動員論が集合行動論に対置させた主張の多くは有効なものであったと本論文は考える。たとえば「一般化された信念」という心理的要因で社会運動を説明することは、社会運動への参加者を一枚岩に見すぎた視点と思われ、本論文もこうした説明を不十分なものとみなす。しかし資源動員論に対しても、社会運動への参加をあまりに合理的にのみ捉えすぎて

いるという批判は可能だ。たとえば1990年代以降の「社会運動と文化」に対する問題関心の高まりは、資源動員論のこうした前提の狭さを批判したものであった。

「文化」という問題関心は] ……それまで、個人のレベルでは「合理的個人」、社会のレベルでは「不満の偏在」という[資源動員論の]合言葉の陰におしこめられていた感情・思考・解釈と意味づけを前面に引っ張り出したのである。(野宮 [2002a:10])¹

スメルサーの集合行動論が単一の社会心理学的な参加者を想定していたとすれば、資源動員論は組織論的な利害関係を書き込むことでアクターを複数化した。しかしその資源動員論も、「合理的個人」というレベルでは単一の主体像を想定してしまっていたのである。「社会運動と文化」という問題関心は、運動参加には「合理的選択」以外にも様々な道筋があるということ、あるいは個々の「合理的選択」の基準となるべき「合理」自体が単一のものではないことを明らかにしたのだと解釈できる。

このように、社会運動という現象自体を複合的なものとして議論すべきだとすれば、集合行動論がパニックや流行現象と並行する現象として社会運動を論じようとしたことはむしろ積極的な意義を持つのではないかと改めて提起することができよう。もちろん、スメルサーのようにパニックから革命運動までを段階的に類型化された集合行動として整理することが有効だということではない。そうではなく、社会運動を分析する際に、あえて、パニックから革命運動までの幅を社会運動が同時に併せ持っている可能性を担保することが有意義だと考えるのである。つまり、社会運動に参加する人々の「感情・思

考・解釈」は必ずしも同一の社会運動なるものの目的を共有しているとは限らない、「集合的」であるという以外に共通点すらないような多様な動機と行為が織り成す複合的現象として社会運動を考察するということである。

ただし、先に紹介した「社会運動と文化」の問題関心と本論文とは、上に述べた「『集合的』であるという以外に共通点すらないような」という「集合行動」概念の評価において袂を分か

つことにもなる。たとえばA.メルッチは、集合行動 (collective behavior) ではなく集合行為 (collective action) を論じ、「集合的」であるということ自体が構築されたものであることを強調する。メルッチは、旧来の集合行動論などのアプローチが、集合的現象を「観測者が認知できると思われる整合的で経験的なデータとして把握される」ものだとする「認識論的仮定」を持っており、そこでは「個々人の行動は、単一の性格 (character)、あるいは形態 (Gestalt) からなっていることが前提とされ」ていて、こうしたアプローチでは「複雑な諸過程の結果として検証」することはできないのだと批判する (Melucci [1989=1997:5-7])。メルッチによれば、社会運動を含む集合行為とは「決して整合的な『主体』ではなく、常に構成的な行為システムだということを意味する」 (Melucci [1989=1997:20])。そうした集合行為を構成するのは行為者の認知と意味付けによってであり、したがってメルッチは集合的アイデンティティの生成過程を集合行為の分析にとって重要なものとして位置づけることになる。

しかし、集合行為において人々は「多かれ少なかれ『われわれ』という感覚を共有していると認識するようになる」とメルッチは考えているようだが (Melucci [1989=1997:8])、こうし

た集合的アイデンティティが生成されなければ集合行為とはみなさないという議論は、現象の(結果的に見出されるものであれ)「整合性」をあまりに強く仮定しすぎているだろう。「従来の『社会運動』という術語では、この複合性を的確に把握することができないように思われる」(Melucci [1989=1997:20]) のはその通りだとしても、集合的アイデンティティの生成を必須のものとする「集合行為」という術語もまた、現象の「複合性」を表現するには「整合的」すぎて不適切なのではなかろうか。

そもそも、人々のアイデンティティにまで分析を踏み入れることには大きな困難がある。何を基準として集合的アイデンティティが生成されたと判定するのか。分析はアド・ホックなものになりがちだろう。また、社会運動の研究に人々の認知や意味付けといった「文化」的要素を主要なものとして再導入すること自体も、単純には肯定できないように思われる。「社会運動と文化」の問題関心を肯定的な提起として紹介している野宮自身も、「文化」概念を導入することの危険性について、「われわれがもっている文化的説明は、説明の壮大な先送りになるかもしれない」と指摘している(野宮[2002b:198])。同じような主体がなぜ参加したりしなかったりするの、あるいは同一の主体が別の時には別の行動をとるのはなぜか。「文化」という説明は、社会運動が一枚岩の現象ではないことを示したとはいえ、こうした細かい現実の襞を論じるにはあまりにも大雑把だと言えよう²。

このような問題点を回避するために本論文は、行為者の意味世界を起点として「集合行為」を説明しようとする「文化」的アプローチではなく、社会の物質的側面を起点として、行為者及びその行為自体もそうした物質的な社会

的装置の函数とみなして、「集合行動」を説明すべきだと考える。メルッチの言うように「集合的現象はさまざまなタイプの行為、(社会)構造、動機の結果として検証される」(Melucci [1989=1997:7]) べきだと本論文も考えるが、それだけでは即「文化」的側面に重きを置くべき理由にはならない。先に紹介した通り、メルッチは旧来の集合行動論を却下する際に「個人人の行動は、単一の性格(character)、あるいは形態(Gestalt)からなっていることが前提とされ」ている点を取りあげているが、「文化」を導入しなくともある程度までは複合的な現象を分析することは可能であるだろう。むしろ野宮の言う「説明の壮大な先送り」を避けるためには、具体的な社会的装置との関係において現象を分析しつづけることは有益なことであろう。

以上のように、集合的アイデンティティといった行為者による意味付与をあえて軽視する(否定ではない)という点で、本論文は、集合行為ではなく集合行動の概念を用いることとした。そして、社会運動については、ここでいう集合行動と限りなく同義で本論文では用いていきたい。もちろん全ての集合行動が社会運動と呼ばれるべきだと本論文は考えているわけではない。既存の社会運動論が定義してきたような、いわば狭義の「社会運動」の要素³が見当たらない集合行動までも社会運動と呼ぶ必要はないだろう。だが、そうした狭義の「社会運動」の定義だけでは現象を十分に掬い取れないということがここでの問題なのだ。全ての集合行動は社会運動ではないが、社会運動の方から見れば集合行動全体と区別がつかず溶け込んでいるように見えるはずなのだ。その点を分析に繰り込む必要がある。言い方を変えれば、社会運動のイメージを集合行動の概念の幅にまで拡張して考えるべきだと本論文は主張したいのである。

さて今まで、社会運動の分析のためには、社会運動を集合行動として、つまり社会の物質的側面から構成される複合的な集合的現象として考えるべきだ、と論じてきた。この主張が、理論の言葉遊びではなく実際にどのような視野を開いてくれるのか、具体的な分析を通じて示していくべきであろう。以下、六〇年安保闘争という事例分析を通じて、本論文が論じてきた分析とは具体的にどのようなものなのか、それが既存の分析を果たして乗り越え得るものなのか、ということを明らかにしていきたい。

2 問題の設定 ～集合行動としての安保闘争

前節における主張の有効性を検証するための具体的な分析の事例として、本論文は、1960年の日米安保条約の改定⁴をめぐって生じた現象である六〇年安保闘争（以下「安保闘争」）を取り上げることとする。

なぜ安保闘争を分析対象として設定するのか。安保闘争は、社会学の中では「社会運動」の一つとして分類されるだろう⁵。しかし実際の安保闘争を通常の意味で「社会運動」として取り上げることは実は難しい。たとえば安保闘争において主要なアクターであった「安保条約改定阻止国民会議」も、結成時その名称をめぐって「条約改定阻止」か「条約廃棄」かをめぐって社会党と共産党との間に意見の対立があったように（水口 [1969:24]）、安保闘争の「目的」を一つに見定めることはできない。さらに、後に取り上げるように、1960年5月19日の強行採決⁶以降は、「国民会議」傘下とは言えない多くの人々が集まるようになるとともに、そのスローガンも「国会解散」・「岸内閣打倒」や「民主主義擁護」といった様々なものが掲げら

れることになった。安保闘争は、既にこれだけを見ても、通常の「社会運動」概念ではとらえられない複合的な現象であった⁷。このように安保闘争は、先に本論文が議論したように、社会運動として考えようとしても、集合行動の概念に立ち戻らないと分析できない、そのような事例だと言える。

安保闘争の期間は、1959年3月の「国民会議」の結成から1960年7月の池田内閣成立までと設定できるだろう（水口 [1969:10]）。しかし、社会運動＝集合行動としての安保闘争にとって最も重要となるのは、1960年5月19日の強行採決以降の約一ヶ月間であると思われる。ここで1960年5月20日以降を便宜的に安保闘争後期と名づけておこう⁸。

安保闘争後期においては、参加者が飛躍的に増加したとされる。安保闘争後期のピークには、「国民会議」発表で最高33万人が国会を取り巻いたという。これは近代日本史上特筆に値する事件であった。さらに、量的拡大のみならず、それ以前の参加者のほとんどが総評傘下の労働組合を中心とした組織動員であった⁹のに対して、安保闘争後期は自発的参加層の登場という質的特徴を持つ。それゆえ、多くの安保闘争論は安保闘争後期を議論の焦点に据えてきたし、実際、人々に記憶され議論されるべきものとして安保闘争が扱われるのも安保闘争後期の量的・質的な特異性のゆえであったと言える。そして本論文が焦点に据える複合的現象という観点から見ても、先に述べたスローガンや参加者の多様化という点で安保闘争後期はその複合性が最も高くそれゆえ説明が最も困難な時期であると言える。したがって本論文は、分析の対象を安保闘争後期に絞って設定したい。

さて、安保闘争後期の分析に入る前に、それが今までどのように分析されてきたか、そして

そうした分析は何を明らかにし得なかったのか、ということを見ておきたい。既存の分析との対比の中から本論文の分析枠組みの有効性を打ち出すことができるであろう。

3 「市民」の登場として語られた安保闘争後期

安保闘争後期は今までのように分析されてきたのか。それは主に「市民」の登場として論じられてきたと言える¹⁰。

安保闘争後期の参加者を「市民」として論じた典型的な議論として、たとえば、「市民としての抵抗」を特集タイトルにした『思想の科学』1960年7月号や、日高六郎らの『1960年5月19日』（日高編 [1960]）が挙げられる¹¹。たとえば後者において、安保闘争は以下のように語られる。

……国家や政府の付属物ではなく、国家や政府を支配し制御する主体としての市民の自覚が、はじめて、予想をこえた規模で燃えひろがったのである。（日高編 [1960:75]）

つまり安保闘争後期は「市民の自覚」に目覚めた人々が「起ち上がる」ことによって高揚し得たとこれらの文献は説明している¹²。

ではここで言う「市民」とはどのような人のことなのだろうか。前者の『思想の科学』においては、哲学者・久野収の「市民主義の成立」がいわば宣言的に「市民」を論じている（久野 [1960]）。そこで久野は「市民の定義」を「もっともかんたんにいえば、“市民”とは、“職業を通じてのみ生活をたてている人間”ということになる」と述べる（久野 [1960:10]）。そしてその要点として以下のように説明している。

まず、職業と生活との分離が必要だ。どこからどこまでが自分の職業で、どこからどこまでが自分の生活かが分離していない生き方からは、身分の人間が生れても、市民の人間は生れてこない。……職業の第二の特質にうつろう。その特質とは、職業組織は本来国家権力とは無関係だということだ。……職業人の自主的組織であるギルド（同業組合）やツンフトを考えれば、この特質は実にはつきりしている。ギルドは自分たちの職業を国家権力とは無関係にやれる権利を金をだして国家権力からかいとって、自主と自治と自由の母体になった。国家をこえる社会が、国家の中のでてくるということだ。……市民はとにかく職業人（専門家）と生活人の両面を通じて自分を自覚していったといつてよい。誤解をおそれずいえば、生活人の側面は都市や地方自治体の中でのばされていった。（久野 [1960:10-11]）

おそらくこうした久野の定義を受けつつ、日高らの「市民」概念は以下のように定義されている（なお、この部分の執筆担当は日高六郎なので、以後日高の主張とみなして議論していくことにする）。

日高によれば、「市民」とは、フランス革命において登場した「市民」の側面のうち、『自然権』の保持者として、必要な時がくれば権力者に直面して、たちまち『圧制への抵抗』……にたち上がる姿勢をくずさないでいる側面』を主として指し、「産業生活に邁進する市民階級（ブルジョアジー）としての側面』は意味しない。

したがってそれは、とくにある歴史的カテゴリーや、ある階層や階級をさすものでもない。まして未組織層を漠然とさすものでも

ない。六・四ストに参加する国鉄労働者を動かしたものは、もちろん独占資本に反対する「階級意識」であったであろうと同時に、あらゆる「圧制」に反対する人民主権の主体としての市民的自覚でもあったと考えられるような、そういう意味での「市民」にはほかならない。その点では、市民は階層、職業、年齢、性別、思想的立場の相違をこえ、とくに言論、思想、信仰、集会、結社等の自由をかたく守って一步もゆずろうとしないところに、その基本的特徴があると云ってよい。(日高編 [1960:75-76])

そして「市民」は同時に「彼の職業の営みにたいして、彼の職業的良心にふさわしいやり方を自分で自分自身に自律的に課す」という「職業的生活人」でもある。

……職能意識は、いっさいの外部の社会現象の流れから自分自身を遮断して、仕事の穴のなかへひたすらにもぐりこんでいく職人意識とは正反対に、たとえささやかであろうと自己の職業の意味を外部にむかって昂然と主張し、それゆえ外部からの不当な圧迫や干渉にはどこまでも抵抗していかうとする。それは市民意識の系としての職能意識と云ってよい。その職能意識が自分自身をこの運動のなかに投げ入れてきたのだった。(日高編 [1960:76-77])

久野においては、「職業人」と「生活人」という二つが「市民」のポイントであったが、日高はそれにいくつかの補足を加えている。

まず、「市民」は「歴史的カテゴリー」でも「階層や階級」でもない、としている。これは、ある種の意識や態度を持った人々を「市民」と

呼ぶ、ということをしている。そしてその態度の中身として、「圧制への抵抗」を行う「人民主権の主体」としての「自覚」、及び「たとえささやかであろうと自己の職業の意味を外部にむかって昂然と主張し、それゆえ外部からの不当な圧迫や干渉にはどこまでも抵抗していかうとする」ような「職能意識」、を持つことが「市民」の要件になっている。

こうした「市民」概念の提唱は、安保闘争という現象を主体の類型から説明しようとした試みだったと整理することができる。「エートス」とでも言うべき主体の態度によって現象を分析するという枠組みは、先に論じた社会運動論の議論であえて言えば、人々の持つ「文化」によって社会運動を分析したものとも言える。

だが、上の日高の引用文からも感じられるように、この「市民」規定は、いささかロマンチックに過ぎる。実際、岸首相が退陣し池田内閣が成立すると、安保闘争は急速に退潮していった。そしてその前後の知事選挙や衆議院選挙で自民党支持がほとんど揺らいでいないことが明らかになった。こうした状況を前に、日高自身も以下のように記さざるをえなかったのである。

あの運動の収穫はどこか空中に消えたのか。あれはいったいなんであったのか。(日高編 [1960:236])

先にも述べたように、同一の主体が別の場面では別の判断をし得る、そのことを細かく記述できる枠組みこそが重要なのだが、「市民」という主体の態度に還元させる分析枠組みはそれを説明できなかったのではないか。安保闘争の退潮以後も踏まえて考えるならば、安保闘争後期を「市民」の登場として論じたことが適切だったのかどうか、疑問が生じてくることになる。

4 「声なき声のたより」に見る参加者

果たして安保闘争後期の参加者を「市民」であったと論じるのが適切だったのかどうか。この問題を検討するためには、「市民」の典型として見られていた参加者を実際に分析してみればよい。そこで本論文は、小林トミらの「声なき声の会」を取り上げることにしたい¹³。

「声なき声の会」は、安保闘争後期のデモの中から生れた。会の中心人物である小林トミ [1960a:108] によれば、「誰でも入れる“声なき声”の会」というノボリを持って最初二人で歩き始めたデモが、「国会近くになると、三〇人位になり」、「新橋で解散する頃には約三百人位になった」のが始まりだという。安保闘争後期の「市民」の登場を表わすものとしてよく紹介されるエピソードでもある¹⁴。

「声なき声の会」は、1960年6月4日に最初のデモを行い、その後安保闘争期間中に複数のデモを行ってから二度の集会も持ち、二度目の7月22日の集会において以下のようなことを決めた。

非常に巾の広い人々が参加しているのだから、こうした集会を持って、お互いの声を交換していく場をつくらうということ、今後も無党無派の集りとして、いかなる政党にも属さないで、政府を監視すると [いう] 立場をとり、参加者が夫々の居住地で話し合いの場をつくっていくということで大体意見が一致した。又会の仕事としては、よそにもできた同じような会と連絡をとること、市民としてはじめて政治活動に参加した一ヵ月余の体験を一人一人が書いて文集にまとめることと、会員相互のつながりと、外への呼びかけの意

味でニュースをつくることとなった。(小林 [1960b:3-4])

ここでは、「声なき声の会」の自己規定として、「無党無派」「政府を監視する」「夫々の居住地で話し合いの場をつくっていく」「市民」ということが既に明確に掲げられている。これは先に見た日高らの「市民」概念に沿った立場であり、ゆえに「声なき声の会」を「市民」の典型として見てゆくことは妥当であろう。

そして上に述べられている「ニュース」として、「声なき声のたより」(以下「たより」)が発行される。ここでは、この「たより」に寄せられた参加者自身の手記を検討したい。

検討の対象としたのは、創刊号(1960年7月15日号)から第11号(1961年6月20日号)までの約一年分である。とはいっても、安保闘争に参加したことの手記が載っているのは、この中でも創刊から第4号くらいまでであり、その後は運動論やその他の話題ばかりである。ただ安保闘争から一年経った5月が近づくあたりから再び参加の手記が載り始めており、その意味で一年分を扱う、とした(一年後の第11号の特集は「私の中の六月十五日」である)。

短いものもあわせれば一号あたりに掲載される記事は10本以上ある。その中で安保闘争に参加した経験を述べているものとして取り上げる記事は全部で24本¹⁵。これは決して多い数ではないが、「市民」として語られてきた人々が本当に「市民」であったのかどうかは、「声なき声の会」の「市民」としての典型性ゆえに、十分判断できるであろう¹⁶。

さて、「たより」からはどのような参加者像が浮かび上がってくるだろうか。

まず「市民」概念と合致する側面をあげてみよう。一つは「無党無派」であるということ、

そしてそれと関連して、二点目に、基本的に全て自発的な参加であったということ。本論文が検討した記事の中では、既成政党の党员としての立場を明らかにしている人物はいなかったし、無理矢理誰かに連れて行かれたり興味はないのに組織動員でデモに参加したという人物もいなかった。

では、「圧制への抵抗」・「人民主権の主体」としての「自覚」という側面はどうか。確かに、安保条約あるいは「強行採決」や岸政権に対する怒りから安保闘争に参加したのだと読める記事は少なくない。たとえば以下にあげるような言葉がそうした感情を表わしている。「毎日のニュースをいらいらして聞いていた」・「デモに参加できないことの悲哀」・「じっとしてはいられない思い」・「あの安保反対運動が、決して一部の労働者、学生のみのものではないことを身をもって示したかった」・「とうとう我慢出来ず」・「何としても家の中にじっとしていられなくて」。

しかしこうしたやむにやまれぬ思いを「人民主権の主体」としての意識だったとまで言えるかどうか。たとえば創刊号において舩山きよ子は「今までは何の組織もない為に、岸暴政に対する限りない怒りを現わすすべもなく、たゞ家の中で歯ざしりをしていましたが、志を同じくする大勢の人々と一緒に手をつないで行進した時は、安堵にも似た気持ちで一杯になりました」と書いている。しかしこの「岸暴政に対する限りない怒り」は即「人民主権の主体としての市民的自覚」だったわけではない。この文章はこう続いている。

歌をうたいながら、シュプレヒコールを叫びながら、歩くうちに、あの主権在民という言葉が実感を以って迫ってきました。国会は

岸一派のトリデではないんだと叫びたくなりました。(創刊号「静かなデモこそ」)

「主権在民」という思いは、むしろデモの中で「実感を以って」きたという。つまり「人民主権の主体」という意識は、むしろ後から固められたのであり、「岸暴政に対する限りない怒り」といったものとは必ずしも同一視できないのだ。「声なき声の会」を始めた一人である小林ですら、当初は「会」をつくる気はなく(小林 [1960b:2])、さらに最初から「積極的」に何かをするつもりでもなかったと以下のように述べる。

私には少しオッチョコチョイなところがあると子供みたいな脅迫状に書いてありましたが、そしていくらかはほんとにそうなのかしらと思うときもあるのですが、あの頃は沢山の人が集まってくれたということに昂奮しましたし、何回もデモにいつているうち私にだって何かができるんだという積極的な気持ちが湧いてきて、自分でも思わぬ位毎日動きました。(第9号「声なき声の会と私」)

「人民主権の主体」という「市民的自覚」としての安保闘争への参加というよりも、ここに見え隠れするのは安保闘争への参加自体の楽しさ、デモの充実感といった感覚である。そして、それに付随する形で権利主体としての意識(「私にだって何かができるんだ」)が生れてくるという順序になっている。

「怒り」からデモに参加したと書かれている他の人の記事においても、権利意識としてのデモへの参加というより、デモ自体の魅力の大きさ、言ってみればデモの「娯楽」としての側面が描かれていることに注意する必要がある。

生れて初めてデモをやりました。ちょうどあの日は、前日から熱を出して寝込んでいて、看病してくれていた友人からも、デモに行く事は止められていました。でも、どうしても家で寝ている事がたまらなくなって、出て行きました。……みんなと一緒に歩いて、みんなと一緒に歌って、全く喜んでいいのか悲しんでいいのかわけの分からない複雑な感情に包まれながら、その後も連日のデモに加わってきました。(創刊号「機動隊の兄」)

あのひどい安保条約通過を見ましても、組織をもたないものがどうして気持を表わせばいいものかわかりませんでした。しかし、六月十八日の条約自然承認の前日、たまりかねて市民大会にいきました。……初めてデモに参加し手をつなぐことのすばらしさを身に沁み感じました。(第4号「当時の怒りを忘れそうな不安」)

そもそも、「人民主権の主体」という意識を根拠にするのであれば、論理的には、どんなに少数であろうと(たとえ一人であろうと)「圧制への抵抗」をしなければならないはずだ。現にその後の「声なき声の会」は、「市民運動」としてそのような決意を固めることとなる¹⁷。

だが、少なくとも安保闘争のときに参加した人々は、決して少数で立ち上がったわけではない。大勢の人々が参加しているから自分もその一人に加わりたいという気持が存在していたように思われる。たとえば「たった一人のデモをしました」と題された以下の記事は、むしろ逆に、大勢のデモ参加者たちの「仲間に入れる」という一体感を表現したものである。

有楽町からポクポクと歩き出し国会周辺をひと廻りして麴町の弟の家迄歩き、やっと、世間並み皆様の仲間に入れると快い疲れになって、病気をすっかり克服出来たような気持で帰って来ましたが……。 (第4号「たった一人のデモをしました」)

先に紹介したデモに参加したいというやむにやまれぬ思いとは、「大勢の人が参加しているのに」というような思いの別の表現であったのだろう。このように考えると、安保闘争への参加を「抵抗」の行為としてみるよりも、魅力的なイベントへの参加だったと見るのが適切なのではないと思われる。

一方、「市民」概念のもう一つの重要な側面である「職能意識」の方はどうであろうか。結論的に言えば、「職能意識」どころか、手記の執筆者の職業自体が記事の中にはほとんど出てこない。「市民」の要件としての「職能意識」というのは、「人民主権の主体」意識以上に「声なき声の会」の参加者たちには当てはまらない側面だと言える。

たしかに、以下の記事にはかろうじて、「〇〇として」という、自分の立場と安保闘争を絡める主張が見られる。

二人の子のこの瞳の輝きは、母親にとっては何ものにもかえがたい賛美の言葉であり、賛同の意であり、励ましの力です。この子らの未来のためにも、母として心から「安保反対」を叫びます。(創刊号「子どもたちのためにも」)

三百人足らずのデモの中には七人の高校生が参加しましたが未成年である私たちのデモ参加は町の人々、級友から冷たい目で見られた

こともありました。でも私たちは高校生としてのプライドを持ち、胸を張って行進致しました。(第4号「私も一女子高生です」)

だが、「母として」という立場は「生活者」からの主張ではあるかもしれないが「職業的良心」からの主張とまでは言えないだろう。また「高校生としてのプライド」についても、文章全体からすれば「高校生であってもデモに参加していいはずだ」という主張であって、「高校生」という「職業」の立場からデモに参加したわけではないだろう。

以上をまとめると、安保闘争後期の参加者は、「無党無派」で自発的な参加ではあったが、「人民主権の主体」といった意識からの参加とは言い難く、「職能意識」からの参加ではなかった¹⁸。このように見ると、安保闘争後期の参加者は、少なくとも久野や日高が主張したような意味での「市民」ではなかった、と結論づけることができる。

「声なき声の会」の初期の事務局長もつとめた政治学者・高島通敏ですら、おそらく「声なき声の会」とその「たより」を念頭に置いて、以下のように述べているのは注目に値しよう。

あのとき[安保闘争]の大衆を組織すべく私もそれなりの努力をしたのだが、運動の潮がひいたなかでひとびとがなぜ自分は街頭にでたかを語りだしたとき、とめどもなくあふれる体験と情念との混合のなかで〈民主主義〉だとか〈議会主義〉などというイデオロギーが、民衆にとって全くの空語であったことを私は今さらのように思い知ったのだった。(高島 [1970:166])

「市民」という「イデオロギー」も、「とめど

もなくあふれる体験と情念」を前にしたときには大部分「空語」でしかなかったのではあるまいか。

このように、安保闘争後期の参加者を「市民」の登場として論じてしまうことは実際には不適切であった¹⁹。そして、「市民」という主体によって現象を説明してしまうと、先に引用したように、人びとが「市民」らしくない行動をした時には「あれはいったいなんであったのか」と混乱する以外になくなってしまふのだ。

では、安保闘争後期はどのように分析すべきなのか。動機や行為の多様性を抱え込んだ複合的な集合行動として安保闘争後期はどのように論じ得るのだろうか。

5 自発性の内実 ～「娯楽」の論理とマスメディアの装置

安保闘争後期を分析する際にヒントとなるのが、「市民」の特性の一つでもあるとされた参加の自発性という点であろう。単に自発的であるかどうかを問題にして「市民」という主体類型を論じるのではなく、自発性の「質」に注目し主体がどのようなメカニズムによって引き寄せられているのかということ、同じく「たより」を素材として考えてみたい。

先に、安保闘争への参加について、「抵抗」ではなく「魅力的なイベントへの参加」だったのでないかと述べた。こうした見方を傍証してくれる記事がいくつかある。それらの記事においては、先に論じたように、「人民主権の主体」としてデモに参加しようとするのではなく、まずはデモを見物したいと思うのである。

朝、私は二人の子にこういいました。「今日はネ、お母さんは参議院議員会館である理想

選挙の会に出席しますけれど国会のすぐ前だから、ついでにデモも見てくるかもしれないし、ひよっとするとデモに参加するかもしれないのよ」自分でも嘘と承知でいうと、子どもたちは笑いながら「お母さんがデモにはいったら、つまみ出されるから！」というのでした。(創刊号「子どもたちのためにも」)

この手記の筆者は、デモに参加できるものとは考えていない。むしろデモは「ついでに見てくる」ものなのである。もちろん、この筆者は、市川房枝に関係する「理想選挙の会」という団体に関わっており、全く「人民主権」意識と無縁であるわけではない。だが、実際にデモを見ているときに「いっしょに歩きませんか」と呼びかけられて、「本当かしら、何でもなし私たちでも隊列に加わっていいのかしら」と思ったのであり、安保闘争への参加は「抵抗」や「人民主権」であるよりも、偶然の機会に過ぎなかったのだ。そしてその偶然の機会をつくったのは安保闘争を「見てくる」という行動だったのである。下も同じような記事である。

私は何も知らなかった。子供たちに「安保条約は？」とたづね、いろいろと資料を見せて貰い、「これは大変」と、とにかくデモの様子を見たく、国会周辺へ出かけたのは五月二十九日でした。デモ参加の人々の真剣さと、右翼の罵声。すっかり心を打たれ、今度は主人と共に日比谷へ出かけ、「声なき声」ののぼりを持った十人ほどの方々に出逢い思わずデモに参加してしまったのは六月四日でした。(第9号「私の一年」)

「これは大変」という思いを持ちはするが、まず行うのは「デモの様子を見」ることなのだ。

そして「すっかり心を打たれ」たあと、もう一度出かけて「思わず」デモに参加したのである。

ここに表わされているのは、安保闘争をあたかも一つの「娯楽」とみなして関わる人々の姿であると言えるだろう。次の記事は、安保闘争を「魅する“祭”」、デモを「偉大なるリクリエーション」とすら呼ぶ。多分に誇張が交えられているとしても、これまでの手記と比べて突飛な内容であるとは思われない。

一口にいつてデモは偉大なるリクリエーションでした。わたしにとってはそうでした。大勢の人と並んで、歌いながら歩くデモは、久しく忘れていたフォーク・ダンスの浮き浮きした気分を味あわせてくれましたし、多分にスリルもあって、心地よい緊張状態をつくってくれました。……このようにいろいろな形の出費がかさんだため、百グラム五十円の牛肉をやめて、十五円の鯨肉を買うとか、三回の映画を二回に減らすとか、中ヒールの靴をあきらめるとかいったやりくりは必要でしたが、しかし、あのデモのたのしさを思えば、差引トントンどころかお釣がくるくらい。……わたしは一人ではない。わたしと同じ思いをもっている人々が大量にいる。今この瞬間には、その人たちの姿を見、声をきき、手の暖かさを自分の手の仲に感じることができるというよろこび、それは生れてはじめてといていい感激でした。(第2号「魅える“祭”」)

このように、「たより」に登場するのは、部分的にであれ安保闘争を「娯楽」のようなものとして認知しそれゆえ安保闘争に参加するという人々の姿である。先に、パニックから革命運動までを類縁な概念として並べる集合行動論を肯定的なものとして積極的に解釈したわけだが、

現実の安保闘争においても、「娯楽」の論理が「安保改定反対」と接し融合しているということになる。

言うまでもなく、安保闘争の参加者全てが「娯楽」の論理から関わったわけではないだろう。文字通り安保改定を阻止するため、強行採決への怒りを表現するために安保闘争に参加した人がいたことは否定しない。にも関わらず、そうした「意図」だけで安保闘争への参加を語りきれないのもまた否定できないことなのだ。そもそも安保闘争後期の自発的参加者のみならず、後期を含めて安保闘争の全体を構成していたのは、安保条約改定反対や安保条約廃棄を目指そうとした「国民会議」を軸とした諸組織の指導層、それらの指導者によって日当動員されていた労働組合員、そうした形式的動員に批判を強めた全学連（主流派）などなど、様々な主体と動機の重層的構成によってであった。そこに「娯楽」の論理も重大な要素として挿入されるのである。これは、安保闘争が、集合的アイデンティティの形成へと至るような意味付けの重なり合いとしてよりも、意味付けを異にする行動の複合的な集積だったと考える方が説明しやすい、ということを示しているだろう。

「たより」における参加者の分析に戻ろう。安保闘争が参加者にとって「娯楽」的要素を持っていたとしても、それだけでは人々を「集合」させた理由としてはまだ弱い。ここでもう一つ注目すべきなのが、人々の自発性を喚起する装置としてのマスメディアの影響力である。そもそもマスメディアなしには安保闘争への人々の興味が生じる機会も存在し得なかったに違いない。マスメディアによって関心が煽られていた様子は以下のような記事に表れている。

私自身なんの組織にも属さない人間なので今

までデモに参加したこともなく、新聞・ラジオから流れてくる毎日のニュースをいらいらして聞いていた。（創刊号「それはこうしてはじまった」）

ニュース映画でしか知らなかったジグザグデモを、生れて始〔初〕めて経験して、かけがえのない尊い一生の体験だったと、私は思います。（創刊号「子どもたちのためにも」）

私は一労働者の妻にて夫はとても進歩的にていつも私に細々政治の事などを話してくれますが、私個人何も組織を持ちませんので、一般の安保問題等いつもテレビでみてはおりましたが、とうとう我慢出来ず……。 （第4号「たった一人のデモをしました」）

人々が安保闘争にたどりつくきっかけとしてのマスメディアの影響力の大きさは、「声なき声のたより」からは離れるが、「女たちの現在を考える会」が女性たちに対して行ったアンケート結果からもうかがうことができる²⁰。

「安保闘争を何で知ったか」というのは、友人・教師・親兄弟などの人づてにというよりも、新聞・ラジオ・テレビから見聞きしたという答えが不参加の人も含めて多い。マスコミが大きな影響力をもつ時代に入っていることが確認できる。けれども、参加した人の行動のきっかけになったのは、マスコミと友人・知人などの誘いというのが同じくらいである。参加に結びつくのは、身近な人間の力が大きいのだろう。／参加した人のなかでは、主婦にテレビで知ったと答える人が目立って多い。家庭でのテレビの普及・利用度の高さ

がわかる。(佐藤 [1990:10-11])

上記引用においては、「参加した人の行動のきっかけ」として「友人・知人などの誘い」が案外多いことを強調している。だが、アンケート回答者の安保闘争参加者には、当時学生だった人が三分の一以上、組織動員された者が多かった有職者が半数いたことを差し引いて考えると(佐藤 [1990:10])、「マスコミ」が大きな影響力を持ったことは疑い得ない。

マスメディアのうち、特に人々を煽りたてたのは、ラジオとテレビであっただろう。

ラジオやテレビは、ニュースによって単に人々の安保条約や安保闘争に対する認知を高めただけでなく、国会前の実況中継は安保闘争の臨場感を伝え人々に衝撃を与えた²¹。以下の引用は、少なくない数の人々がテレビやラジオによって街頭に誘い出されたことを表わしている²²。

私はテレビを見てしゃくにさわってたまらねえから武蔵野から出て来たんです。地下鉄の最後のでかけつけたんです。見ちゃいらねえんだ。私なんかは、こう入歯ですよ。五十になったおやじがね、見るにみかねて、こうやって来てるんだ。これじゃしょうがねえ。議会政治なんかないですよ。警官のやり方しましたよ、この目で。ええ、すごいですよ。だれでもかまわねえ殴って捕まえていくんだ。ものすごいですよ。(KR・ラジオ・スケッチ「流血の国会デモ」から)(荒瀬ほか [1960]²³)

女性 私はネ、テレビを聞いてみておりました、あんまりひどいのに興奮いたしまして、学生さんのなかにはネ、救急車に収容されまして、名前が出たりしまして、学校の方から

また圧力がかかっていやだってという方たちがあるっていうんで、それを気にしまして、一人でも急病人が助かるようにと、私、急いで薬屋で傷薬買ってホウタイと、そして脱脂綿もって、いま車で急いでかけつけました。(ラジオ関東報道部 [1960:189-190])

このように、自発的参加における自発性の「質」にまで踏み込んで考えてみると、そこには「娯楽」の論理とマスメディアの影響力が作用していることを見いだすことができた。安保闘争後期の高揚を「市民」という主体の類型論に還元してしまうとこうしたメカニズムは無視されてしまう。複数の主体が複合的に織り成す集合行動として考えたときに、初めて浮かび上がる安保闘争の姿だと言えよう。

6 安保闘争と大衆社会論 ～「社会形態」という視座の有益性

「圧制への抵抗」をする「市民」ではなく、安保闘争という「娯楽」にマスメディアを介して惹きつけられる人々という理解。しかし、今まで本論文が論じてきたようなこうした参加者の姿は、実は本論文が最初に「発見」したものではない。1960年当時既に部分的に指摘されていたのであった。日本における大衆社会論の主要な論者である政治学者の松下圭一は、安保闘争について以下のように論じている。

このマス状況をささえている生活様式の変化は、また逆に新憲法感覚の定着をささえる生活的基礎ともなっていることをついで注目しなければならない。すなわち、このプロレタリア化とテクノロジーの発達にともなう生活様式の変化過程において、ムラないシエと

いう伝統的生活空間から解放され、はじめて私的自由を確立するとともにインフォメーションの選択による行動の自発性を喚起するような条件を社会的につくりだしたからである。安保国民運動にみられた市民的抵抗の爆発は、このような生活様式、したがってまたコミュニケーション形態の変化を前提とする新憲法感覚の抵抗化として登場したものにほかならない。消費革命が政治革命に代替し、生活進歩主義が政治保守主義として機能する新中間層に定着した新憲法感覚が、政治的危機状況においては逆に、抵抗の自発性として作用した。だがこの新憲法感覚は民主化された皇室というイメージを造出したミッチー・ブームの爆発の条件でもあったことはここで忘れられてならない。(松下 [1960:9])

ここでは「市民的抵抗」という単語も使われてはいるが、日高らの「市民」論とは異なり、自発性の指摘だけで満足したりせず、「行動の自発性を喚起するような条件」へと議論の焦点を当てようとしている。こうした視座からは、安保闘争は、天皇制への支持へと繋がる「ミッチー・ブーム」とすら同列に並べられ得るものなのである。実際「ミッチー・ブーム」も、テレビの普及を促しつつ、多くの人々を巻き込んだ一大メディアイベントであったのだ(吉見 [1993])。

だが、安保闘争を分析するのに大衆社会論を参照するというのは、実は奇妙なことなのだと置いておく必要がある。というのも、安保闘争後期の高揚によって大衆社会論は否定された、と議論された歴史が存在するからだ。

大衆社会論は、松下も関わった大衆社会論争を含めて、1950年代後半の社会科学の中である種のブームを起こしていた。しかし安保

闘争の高揚によって、大衆社会論は現実に当てはまらないものだと(それまで以上に)批判されることとなる。たとえば安保闘争後の『思想』1960年10月号は特集として「大衆社会論の再検討」が組まれ、そこでは清水幾太郎 [1960] と上田耕一郎 [1960] がほぼ同じような大衆社会論批判を展開している。ここでは清水の批判を見てみよう。

……ここで認めなければならないのは、今や、大衆は大衆社会論が見立てていたものとは少し違うということである。藤田省三氏はこう言っている。「いわゆる『大衆社会論』は破産したでしょう、現代社会のマイナスをつくような。」と。もつとも、大衆社会論にしても、どんな条件が現れようと、絶対に永遠に大衆は無関心の受動的存在だと主張するのではないであろうから、既に大衆が目ざめるだけの条件が十分に生れている、たとえば、それで破産を免れるのであろうが、しかし、常識になっている限りの大衆社会論から見れば、この段階における破産もまた常識ということになるであろう。(清水 [1960:34])

清水は大衆社会論の「破産」を宣告する。確かに清水が述べるとおり、「絶対に永遠に大衆は無関心の受動的存在だと主張する」類いの「常識になっている限りの大衆社会論」は安保闘争の高揚を前に否定されたと言えよう。しかしこうした単純な「破産」宣告もまた、安保闘争の退潮によって破産してゆくことになる。安保闘争以後1960年代に現れたのは、むしろ「破産」宣告されたはずの大衆社会の典型的な姿であった。

本来、真に「破産」したとされるべきだったのは、主体の類型から現象を説明しようとする

る分析枠組みであったはずだった。「大衆」を「受動的存在」だとレッテル貼りするような大衆社会論は安保闘争の高揚という現実によって否定された。そして、目覚めた「市民」というレッテルもまた、今度は安保闘争の退潮によって説明能力を喪失していくことになる。争点となるのは、「市民」にせよ「大衆」にせよ、主体の類型論で現象を説明すること自体の妥当性なのだ。なぜなら、先ほどから繰り返しているように、常に単一の原理で行動する主体など、非現実的であると思われるからだ。

そもそも、通俗的な大衆社会論の「大衆」にせよ日高らの「市民」にせよ、その理論化にあたって対照させてきたのはマルクス主義の機械論的な階級決定論であっただろう。階級決定論によれば、運動の主体は労働者階級であるはずだった。しかし現実には階級決定論の想定どおりにはなっていない。その現実との乖離を埋めるための概念が「大衆」であり「市民」であったのではないか。つまり、戦後日本の社会思想史において、労働者階級が運動主体として立ち上がらないという否定的な事態を説明するのが「大衆」という主体概念であり、労働者階級以外も立ち上がっているという肯定的な事態が「市民」という主体概念で表現されていたのではなかろうか。しかしどのような用語を選ぶにせよ、主体の類型化によって説明しようとする分析のパターンは同じであった²⁴。

このように見てくると、大衆社会論一般が安保闘争の高揚を分析しえたわけではないことに気付く。実は、上に引用したのが大衆社会論者としては特異な位置を占めた松下圭一の大衆社会論であることがここでは重要なのである。

松下は、大衆社会の特徴を単に記述するような「翻訳理論」とは異なり²⁵、大衆社会を「社会形態」としてとらえ、「大衆社会の実証的記

述ではなくして、むしろ大衆社会成立の物質的基盤を」問題にしようとした(松下[1959:244])。「社会形態」としての大衆社会論という設定によって、松下・大衆社会論は、肯定的なものであれ否定的なものであれ主体にレッテルを貼って済まず議論とはならず、そうした主体がいかなる社会的条件から生じているのかについて論じる可能性を保持し得たのである。

もともと、その松下・大衆社会論にしても、「社会形態」がどのような複合的メカニズムで集合行動を導くかについては、具体的に記述しているわけではない。そのため、上の引用文においても、「新中間層」と安保闘争の高揚を直結させるといった必ずしも実証的されない主張²⁶がされてしまっており、本論文としては松下の議論を全て肯定的に受け取るわけにはいかない²⁷。

いずれにせよ、本論文にとって重要なのは、大衆社会論や松下圭一が総体として有効であるかどうかではない。着目すべきなのは「社会形態」という視座である。主体類型論からの分析が適切な説明とはなっていなかった一方で、「社会形態」から現象を見た結果、「ミッチー・ブーム」をも横断するような安保闘争の姿を捉え得たことが重要なのだ。

7 おわりに

本論文は、社会運動＝集合行動を複合的な現象として分析すべきだと主張し、安保闘争(後期)という具体的な事例でその主張の有効性を確認してきた。改めて安保闘争の分析内容をまとめれば以下の通りである。

まず、安保闘争後期は久野収や日高六郎が論じたように今まで「市民」という主体類型によって説明されてきたが、それは安保闘争の退潮

を射程に入れた場合十分な説明ができず、実際の参加者は日高らの「市民」の定義からズレた存在でもあった。つまり「市民」の登場という説明は不適切なものであった。

一方で、「市民」の典型とされていた「声なき声のたより」に登場する人々は、参加の自発性の「質」にまで注意して分析すると、社会的装置としてのマスメディアを介して「娯楽」として安保闘争に関与していたことが明らかになった。そして、こうした人々の姿は、松下圭一の大衆社会論によってもある程度捉えられていたが、それは松下の大衆社会論が「社会形態」という「行動の自発性を喚起しうるような条件」の探究という問題設定をしていたが故のことであった。

つまり安保闘争という事例の検討によって、主体を類型化して社会運動を説明することは不適切であり、物理的な社会的装置に留意しつつ、狭義の「社会運動」とは無縁の動機付けも含めた様々な行動の複合的な集積として分析することが社会運動をより豊かに説明し得る、ということの本論文は描き出したのであった。

こうした本論文の試みを端的にまとめれば、多面的な主体・多様な動機を抱えつつ集合行動として発現するその社会的メカニズムの説明であった。この分析枠組みは、社会運動の多面性やダイナミズムを説明するための手がかりとして、社会運動論への理論的貢献となるだろうと本論文は考える。

注

- (1) 以下全ての引用において、……は省略、[]は引用者による補足を表わす。
- (2) こう批判したからといって、「文化」の語を用いる分析が全て大雑把で可能性がないという主張

したいわけではない。物質的要素を包含する形で「文化」概念を精密に練り上げるという方向ももちろん可能である。しかしそれを「文化」という語で呼ぶ必要があるかどうかは判断が分かれるところだろう。とりあえず本論文が批判的に扱っているのは、人々の意味世界に閉じていくような「文化」概念である。

- (3) たとえば片桐新自は、これまでの社会運動論の定義から、「既存の秩序に変化を与えようとする」「集会的試み」という二つの特性を「社会運動と呼べるためのもっとも基本的な条件」として整理している。なお片桐自身は、それらを踏まえて、「社会運動とは公的な状況の一部ないし全体を変革しようとする非制度的な組織的活動である」と定義している(片桐 [1995:73])。
- (4) 正確には、1951年に結ばれた「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」が失効し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」が新たに結ばれたことを指す。
- (5) 安保闘争は、「安保改定反対運動」や「国民運動」といった形で「運動」として言及されている。おそらく安保闘争のインパクトを受けて開催されたのだと思われる1961年日本社会学会大会の「社会運動」シンポジウムにおいても、たとえば塩原勉は「戦後日本の社会運動」という報告の中で安保闘争を論じている(塩原 [1962])。
- (6) 安保条約の「強行採決」は通常1960年5月19日に行われたと言われるが、正確には、5月19日の夜から20日の午前(深夜)にかけてである。この強行採決では、安保特別委員会の採決・衆議院本会議での会期延長の決定・衆議院本会議での安保条約批准案の可決が行われた。従って安保条約の可決は日付上は5月20日となるが、本論文ではこうした細かい点にこだわる必要はないだろう。
- (7) 註3における片桐の議論に基いて言えば、旧来

の「社会運動」観では「既存の秩序に変化を与えようとする」という「目的」は「集合的試み」として担われなければならないことになる。しかし安保闘争におけるスローガンの林立という事態は、「集合的試み」としてはそうした「目的」は担われていないということ（部分的集合としては担われているかもしれないが）を意味しているのである。

- (8) とりあえず1960年5月20日以降を「安保闘争後期」と名づけたわけだが、組織動員の時期についても分析するのであれば、これより前を単に「前期」と称するより、「前期／中期／後期」と三期に分けた方がこの場合は適切だと考える。しかしここでは、細かい時期区分についてはこれ以上触れない。
- (9) たとえば「国民会議」の事務局長であった水口宏三は、1960年5月20日の国民会議の幹事会で承認された内容を以下のように紹介し解説している。
- 「(1) 二二日以降は割り当て動員を行わないで自主動員に切りかえるから、国民会議という立場で、これを掌握してもらいたいこと。……この提案は第一に、労働組合員が、いわゆる機関決定による日当動員から、自発的参加に変わりつつあったことをしめしている。」(水口 [1969:137])
- これは逆に言えば、それまでが「機関決定による日当動員」であったことを意味している。
- (10) 最近の文献では、たとえば小熊英二は以下のように述べている。
- 「そして安保闘争は、『市民』という言葉が、積極的な意味をもって定着した画期でもあった。……安保闘争のなかで、共産党の権威が失墜し、『労働者』や『農民』に依拠していた既存組織から独立した運動が広がりはじめたとき、これに参加する人びとを表現する言葉として『市民』が使用されていった。」(小熊 [2002:523-524])
- (11) 玉城素は、「市民」概念について批判的に検討

する論文の中で、「市民」という用語が安保闘争以降「強く用いられはじめた」と指摘した上で、「たとえば」と、この『1960年5月19日』における「市民」概念をまずは槍玉にあげている(玉城 [1967:45-47])。このことを見ても、安保闘争における「市民」概念と『1960年5月19日』との結びつきの強さをうかがうことができる。

- (12) 前掲の日高編 [1960] のII章には「市民は起ち上がる」というタイトルがつけられている。
- (13) 「声なき声の会」という名称は、1960年5月28日に、「デモのような“声ある声”ではなく、“声なき声”に耳を傾ける」という旨の発言を岸首相が行い反発を買ったことに由来している。同名の会が同時期にいくつかできたと言われているため、「小林トミらの」と限定をした。以後単に「声なき声の会」と用いる場合でも、小林トミらの「会」を意味している。
- (14) たとえば『1960年5月19日』においては、「市民は起ち上がる」の章において、「声なき声の会」の紹介とともにこのエピソードは紹介されている(日高編 [1960:81])。まさに本論文が問題にしている日高自身が、「声なき声の会」のこうした登場を「市民」の登場の典型例としてみなしていたということであろう。
- (15) ここで検討した24本の記事のリストは以下の通り。なお、安保闘争への参加経験だと思われるものでも、詩の形式で書かれているものは解釈が難しいので除外している。
- 【創刊号 1960.7.15】小林トミ「それはこうしてはじまった」／初山きよ子「静かなデモこそ」／牧野すみ子「子どもたちのためにも」／太田浜路「機動隊の兄」／高知聡「孤立の夜 六・一五」／高麗義久「デモに参加する勇氣」／高梨三郎「私たちはもう無力ではない」【第2号 1960.8.1】坂口昌明「『声なき声の会』の今後について」／熊谷順子「魅える“祭”」／高村英一「写真なき写真」

／北島基子「声なき声の行進歌」／吉川渉「灯を消してはならない」／岩谷健夫「(たより)」【第3号 1960.8.21】大谷・小島「六月のたたかいを振り返って」【第4号 1960.9.20】高橋昌子「私も一女子高生です」／小川欣子「たった一人のデモをしました」／久保田年子「『ゆきずりのぎずな』ではなかった」／石川英子・曾我部賀江「当時の怒りを忘れそうな不安」【第9号 1961.4.20】田中五十鈴「主婦の座から」／瀬部良夫「廻りくどい話」／岡和田かね「私の一年」／小林トミ「声なき声の会と私」【第11号 1961.6.20】大村健「ひそかな問い」／上坂冬子「小林トミさんへ」

- (16) 第6号の編集後記によれば、「たより」の購読者数は、第3号で100人、4号で220人、5号で350人、6号で400人となっている。また第4号の編集後記（「提案とお願い」）では、「皆さんからいただくお手紙を全部のせることができないのが残念です」とあり、多くの手紙が寄せられながらその中から取捨選択をして記事にしていることがわかる。その意味でも、「市民運動」にとってよりふさわしい記事を選んで載せていると言えるはずで、たとえ少数でもそれらの記事を吟味することには意味があるだろう。
- (17) 1961年に上程された政治暴力防止法案（政暴法）に対して「声なき声の会」などが「政暴法をせきとめる会」を結成しデモを行った。しかし雨の中のデモ参加者はたった30人。それでも彼らは以下のように記すのである。ここには、たとえ少数であろうとも「抵抗」しつづけることを決意する「市民運動」の気概が表わされている。「濡れねずみのデモは終わった。それは存在した。存在することが、すべてだった。私たちの行為の最終目標はそれだった。私たちは三〇人の歩みによって政暴法案を否んだ。これは将来への一つの核の用意に他ならなかった。いわば私たちは種をまいたのだ。今後私たちは別の機会を通し、その

行方を確かめる責任を果たしてゆこう。」（声なき声の会編 [1962:125]）

- (18) 安丸良夫は、安保闘争を「市民」という言葉で表現しようとした久野や日高の発言をとりあげ、「その後の事態の推移からすれば、六〇年安保を前後するこうした発言の大部分は期待感の方が先行しすぎていて、いまでは空言に近いだろう」と、本論文と同じように否定的に論じている（安丸 [2002:87]）。特に「[その後の日本の市民運動の中でも] 久野のいう職業人としての自覚にたつ運動はもつとも影が薄く」という指摘は、ここで取り上げた範囲の「たより」において「職能意識」が皆無だったという本論文の分析と重なるものであろう。
- (19) 本論文では「市民」の議論を久野と日高に代表させており、当時の全ての人の「市民」論を検討しているわけではない。たとえば小熊英二は「市民」を「自立と連帯が同時に実現している状態を形容した言葉」（小熊 [2002:524]）として、福田歓一や江藤淳の文章を紹介している。本論文はそれらの「市民」概念を直接批判の対象にはし得ない。その意味では、本論文によって「市民」概念の有益性が全て否定されたわけではないのはもちろんである（もつとも、久野や日高の「市民」概念にしても、本論文はその意義を全てを否定しているわけではない）。しかし、「人民主権の主体」であれ「自立と連帯」であれ、「市民」というような主体の類型から安保闘争を説明するのが適切なかどうか、という観点からは、そうした「市民」概念も十分議論の射程に入れることができるだろう。
- (20) アンケート結果の概要をまとめた佐藤まやによれば、対象と回答者は以下の通りである。「対象は一九五九年当時十五歳以上だった女性とし、当会協力会員、「銃後史ノート戦前篇」で実施した三回のアンケート回答者、会員の集めた同窓会名簿掲載者、地域の女性学・女性史講座参加

者、会員の家族・知人など一二二人に配布、うち四四七人から回答を得た。」(佐藤 [1990:9])

上記引用からも分かるとおりに、サンプルのとり方にやや問題があるため、特に安保闘争への参加あるいはそれへの肯定的意識がより高くなるというバイアスが生じると思われる。ただし、マスメディアの影響に論点を絞れば、このバイアスはあまり問題にならないだろう。

- (21) 小熊英二 [2002:523] によれば、「実況中継という表現手段」自体、放送機材の軽量化によってこの時代になってようやく可能になったものだという。したがって「実況放送」の新鮮さが持つインパクトは現代よりもはるかに大きかったに違いない。なお、小熊は安保闘争を『『国民』的なレベルで人々がテレビを介して接した、はじめての政治的事件だった」と位置づけ、さらに当時のテレビの所有率の低さから「テレビは人を分断するメディアではなく、人を結びつけるメディアとして機能していた」という興味深い指摘もしている(小熊 [2002:522-523])
- (22) もちろん、こう論じたからといって、マスメディアの報道内容が直接的に人びとの行動の方向性を規定したと考えるのは短絡だろう。むしろ、「アジェンダ設定機能」の議論のように、見物対象としてのデモといった「娯楽」としての安保闘争に人々を触れさせる機会を、マスメディアが積極的に提供したということ自体が重要なのだ。
- (23) 「写真集」のせいかこの本にはページが振られていない。そのため引用ページの指定ができない。
- (24) 主体類型論の呪縛がなぜそんなにも強かったのかについては、本論文の範囲を外れるとはいえ、重要な問題であろう。ひとつの推測としては、マルクス主義の影響力が強く社会構造の概念をマル

クス主義がほぼ独占していたために、構造が主体かの二極化が生じやすく、両者の中間領域への視線が不足しがちだったのではないかと考えられる。

- (25) 松下自身も述べるように、彼の大衆社会論は「欧米の大衆社会論の批判」であるだろうし(松下 [1959:235])、百歩譲っても、イギリス政治学の大衆社会論を参照しつつアメリカの社会学・社会心理学的大衆社会論を批判したとは言えるはずだ(田口 [2001:310])。にも関わらず、小熊英二が松下・大衆社会論の説明として「加藤秀俊とおなじく、アメリカの大衆社会論の影響を受けていた」と記すのは(小熊 [2002:555])あまり適切な説明とは思えない。
- (26) 正確な階層別の参加データが存在しないため実証できない。むしろ松下の主張とは逆に、「新中間層」の一部である「ホワイトカラー」が安保闘争にあまり参加してくれなかった、という感想すら存在する。
- 「……一般市民といっても、いわゆるホワイトカラーはだめですね。東京駅で一万枚ビラまいたんだけど、一人も参加してくれなかったのじゃないかな。」(日高ほか [1960:82] 高島通敏の発言)
- (27) それ以外にはたとえば、松下・大衆社会論における社会主義理論への安易なもたれかかり(自明視)がある。また松下自身の理論的展開から見て、現実の日本社会を分析するにつれて次第に大衆社会という概念が後景に退き、その代わり「市民」概念が大きく登場し、やがて大衆社会概念は消滅してしまったという点も本論文の関心からするとそのまま受け入れることはできない。本論文の立場からすれば、こうした松下の理論的展開は、重要な可能性を閉ざしていく軌跡だと言わざるを得ない。

文献

- 荒瀬 豊ほか 1960 『ゆるせない日からの記録——写真集・民主主義を守る闘いの三十日——』, 麥書房。
- 日高 六郎ほか 1960 「形なき組織の中で」, 『思想の科学』1960年7月号:75-89。
- 日高 六郎編 1960 『一九六〇年五月一九日』(岩波新書), 岩波書店。
- 片桐 新自 1995 『社会運動の中範囲理論——資源動員論からの展開——』, 東京大学出版会。
- 小林 トミ 1960a 「“声なき声”の行進」, 『思想の科学』1960年7月号:108-109。
- 1960b 「それはこうしてはじまった」, 『声なき声のたより』1960年7月15日創刊号:2-4。
- 声なき声の会 1996 『復刻版 声なき声のたより 第一巻1960-1970』, 思想の科学社。
- 声なき声の会(編) 1962 『またデモであおう 声なき声の二年間』(東京選書), 東京書店。
- 久野 収 1960 「市民主義の成立 ——一つの対話」, 『思想の科学』1960年7月号:9-16。
- 松下 圭一 1959 『現代政治の条件』, 中央公論社。
- 1960 「大衆社会論の今日的位罫」, 『思想』1960年10月号:1-15。
- Melucci, Alberto 1989 *Nomads of the Present : Social Movement and Individual Needs in Contemporary Society*, Temple University Press. =1997 山之内靖ほか訳, 『現在に生きる遊牧民——新しい公共空間の創出に向けて——』, 岩波書店。
- 水口 宏三 1969 『安保闘争史——ひとつの運動論的総括——』, 社会新報。
- 野宮 大志郎 2002a 「社会運動と文化——なぜ運動の「文化」的研究なのか——」, 野宮編 [2002:1-26]。
- 2002b 「社会運動の文化的研究の課題——その問題とこれから——」, 野宮編 [2002:193-213]。
- 野宮 大志郎(編) 2002 『社会運動と文化』, ミネルヴァ書房。
- 小熊 英二 2002 『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性——』, 新曜社。
- 女たちの現在を問う会(編) 1990 『銃後史ノート戦後篇5 女たちの60年安保』, インパクト出版会。
- ラジオ関東報道部 1960 「6・15事件・実況中継」, 白井吉見(編)1969 『安保・1960』189-195, 筑摩書房。
- 佐藤 まや 1990 「安保闘争に参加した女たち——アンケート一七九人の声から——」, 女たちの現在を問う会編 [1990:8-31]。
- 清水 幾太郎 1960 「大衆社会論の勝利——安保改定阻止闘争の中で——」, 『思想』1960年10月号:26-43。
- 塩原 勉 1962 「戦後日本の社会運動——その組織状況の展望——」, 『社会学評論』1962年49号:5-21。
- Smelser, Neil J. 1963 *Theory of Collective Behavior*, The Macmillan Company. =1973 会田彰・木原孝訳, 『集合行動の理論』, 誠信書房。
- 田口 富久治 2001 『戦後日本政治学史』, 東京大学出版会。
- 高島 通敏 1970 「日常の思想とは何か」, 1983 → 1997 『政治の発見——市民の政治理論序説——』:125-169, 岩波書店。
- 玉城 素 1967 「安保後“市民主義”の展望」, 『思想の科学』1967年6月号:44-52。
- 上田 耕一郎 1960 「大衆社会論と危機の問題」, 『思想』1960年10月号:16-25。
- 安丸 良夫 2002 「戦後思想史のなかの「民衆」と「大衆」」, 吉見俊哉ほか(編) 『冷戦体制と資本の文化1955年以後1』(岩波講座近代日本の文化史9):63-103, 岩波書店。
- 吉見 俊哉 1993 「メディア天皇制の射程」, 1996 『リアリティ・トランジット』:31-44, 紀伊国屋書店。
- (まつい たかし、東京大学大学院、mtakasi@ca.mbn.or.jp)

Toward an Analysis of Social Movements as Compound Phenomena

A Case Study of the 1960 Anpo Struggle

MATUI Takasi

University of Tokyo

mtakasi@ca.mbn.or.jp

The purpose of this paper is to make a theoretical contribution to social movement theory by reconsidering the concept of collective behavior. This paper claims that social movements should be regarded as overlapping with collective behavior, and consequently be analyzed as compound phenomena. In order to demonstrate the validity of this argument, I make a case study of the 1960 U.S.-Japan Security Treaty (Anpo) struggle. Firstly I show the inappropriateness of the dominant explanation of the Anpo struggle that attributes the rise of the struggle to a "civic ethos." This analysis then reveals the sense of "amusement" enticing people to participate in the struggle, as well as the influence of the mass media over the behavior of the participants. From this perspective new aspects of the Anpo struggle emerge. The above arguments demonstrate that the approach proposed by this paper can explain social movements more cogently.